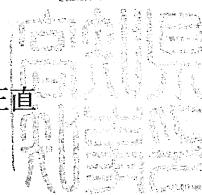




22高住宅第415号
平成22年7月12日

部落解放同盟高知県連合会委員長 野島 達雄 様

高知県知事 尾崎 正直



「土地差別調査事件」の真相究明を求める要望について（回答）

2010年4月8日付け、解高発第54064号でいただきました「土地差別調査事件」の真相究明を求める要望につきまして、別紙のとおり回答します。

部落解放同盟高知県連合会の要望（2010年4月8日付け解高発第54064号）に対する回答

1 土地差別調査事件に対する知事の見解を明らかにしていただきたい。

「回答」

土地取引やマンションの開発等の候補地調査において、差別につながる情報の収集や提供を行う行為は、差別のない社会を目指すうえで、あってはならないこと、絶対に許されない差別行為であると考えています。

2 土地差別調査事件の実態解明、真相究明に取り組んでいただきたい。とくに府内における「土地差別問題府内対策会議（仮称）」を設置されたい。

「回答」

県内の2つの宅地建物取引業の団体に対して、該当する事例があるかどうかの確認を行ったところ、高知県内では、近年、差別的な土地取引や情報の提供等の事案はないとの回答をいただきました。

県としては、この2つの団体並びにその会員に対して、土地に関する差別につながる行為がなされることのないよう文書による注意喚起を行うなど、宅地建物取引業者の社会的責務の意識の向上に引き続き取り組んでいきます。

3 宅建業法に基づき高知県で定めている「指導監督基準」の違反内容に、以下の項目を追加されたい。

取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または同和地区を含む校区に含むかどうかについて、調査及び報告並びに教示をしないこととする。また、差別につながる不当な広告表示をしないこととする。

さらに、指導等に従わない業者に対しては、免許更新時に条件を付することができるよう検討していただきたい。また、「指導監督基準」を公開とされたい。

「回答」

取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または同和地区を含む校区に含むかどうかについて、調査及び報告並びに教示をすることや、差別につながる不当な広告表示をすることは、当然にしてはならない、あってはならない差別行為であると認識しています。

従来より、宅地建物取引業法に基づく法定講習のなかで人権研修を実施しています

が、今後とも、こうした機会や免許更新の際に、土地に関する差別につながる行為がおきないよう啓発を図っていきます。

なお、「指導監督基準」については公開しており、高知県住宅課ホームページにも掲載しています。

4 「土地差別調査事件」がもつ事実概要から見ても「人権侵害に関する救済法」の必要性という立法事実に合致していると考えますが、知事として、「人権侵害救済法」の必要性についての見解を明らかにしていただきたい。また、当該県として国に上記法案の制定を働きかけられたい。

「回答」

児童虐待による死亡や高齢者への虐待など、人権を侵害する誠に痛ましい事件が、連日のように全国各地で起きています。

一方、人権擁護推進審議会による、人権救済制度の在り方に対する国への答申から9年が経過しましたが、未だに人権を救済する制度が確立されていない状況にあります。

県は、人権侵害による被害者を救済するため、必要な法整備をはじめ、実効性のある人権救済制度を早急に確立することが必要であるとの考えのもと、国に対する要望書の提出、また全国知事会を通じての国への要望活動などに取り組んできたところであります、本年5月にも、民主党高知県総支部連合会及び法務省に対しまして、制度の早急な確立について政策提言を行っています。

5 「差別につながるおそれのある情報の収集・提供」及び「国籍、障がい、年齢、家族形態等にもとづく入居の拒否」についてのガイドラインの作成を業界団体に働きかけられたい。

また、広告代理店業界は、「広告倫理綱領」「マーケティング・リサーチ綱領」などを制定し広告倫理の向上に努力してきたところですが、「土地差別調査事件」の発覚によって、これまでの成果が損なわれるのではないかとの懸念が生じています。広告代理店業界に対する指導の強化、業界としての自主規制の検討、差別を許さない視点をもった人材の育成と醸成について、業界への指導を強力に進められたい。

「回答」

宅地建物取引及びその広告に係る人権問題については、下記のとおり、①平成8年1月26日付け、建設省経動発第8号「宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について」及び②平成13年1月6日付け、国土交通省総動発第3号「宅地建物

取引業法の解釈・運用の考え方」において、国の考え方方が示されています。

本県では、差別を許さない視点をもった人材の育成が図られるよう、業界団体に対して、これらの考え方を周知しているところですが、なお今後においても、広く県民を対象とした人権啓発に引き続き取り組んでいきます。

記

① 「宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について」（平成 8 年 1 月 26 日建設省経動発第 8 号）

建設省においては、従来より宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上を目指し、宅地建物取引主任者等の従業員に対する講習等を通じ、人権に対する教育・啓発に努めてきたところである。

しかしながら、宅地建物取引業務に係る人権問題の最近の現状を見ると、一部において同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生している。

宅地建物取引業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、また、人権問題の早期解決は国民的課題であるので、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、取引主任者等の従事者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、宅地建物取引業者に対する周知徹底及び指導を行う必要がある。

② 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（抄）（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省総動発第 3 号）

その他の留意すべき事項

1 宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について

宅地建物取引業務に係る人権問題の最近の状況を見ると、一部において同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生している。

宅地建物取引業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、また、人権問題の早期解決は国民的課題であるので、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、取引主任者等の従事者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、宅地建物取引業者に対する周知徹底及び

指導を行う必要がある。

6 「問題のあるエリア」「地域下位地域」などの調査結果は、市民への忌避意識が存在するからこそ、発生する事案であり、市民の人権意識という実態を把握することは行政の責任と考えます。当該行政として「市民意識調査」の実施に取り組みたい。

「回答」

人権に関する県民の意識を把握することは、人権教育及び啓発を進めていく上で重要な取り組みのひとつであると考えています。

なお、次回の県民の意識調査は平成24年度を予定しており、平成23年度からその準備に着手することとしています。

7 また、忌避される地域の存在について、対象となった地域の課題などを行政の責任において明らかにしなければならないと考えます。とくに市民から忌避されている同和地区の生活実態調査の必要性について、知事の見解を明らかにされたい。

「回答」

地対財特法失効後は地域や人を特定せずに、行政課題ごとに施策を実施しており、施策ニーズを把握するための調査が必要な場合は、行政課題ごとに行うこととしています。

従いまして、地域や人を特定した調査を実施する考えはありません。